

令和8年6月26日

### 職員の懲戒処分の公表

次のとおり処分を行ったので、「春日井市職員の懲戒処分等に関する基準」に基づき、公表します。

概 要	一斉仮眠の時間帯に、本来男性隊員が入室してはならない女性用仮眠室に男女2名で入室し、1時間程度の滞在を約半年間繰り返し行っていた。また、その事実が発覚した際の上司からの事実確認時に虚偽報告を行った。
被処分者及び 処分内容	消防本部 主任級 30代 消防本部 主事級 20代 停職 1か月 (地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づく懲戒処分)
処分年月日	令和8年6月26日(金)

#### 管理監督責任

被処分者及び 処分内容	消防本部 課長級 50代 消防本部 課長補佐級 50代 訓告 (春日井市職員懲戒取扱規則第17条の規定に基づく訓告) 消防本部 次長級 50代 口頭注意
処分年月日	令和8年6月26日(金)